



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年3月28日火曜日 第2860号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 197

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 197

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正(2件)..... (農業経済課) ... 198

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正(2件)..... (漁政課) ... 201

港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ... 206

公有水面埋立権の譲渡..... (") ... 206

土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) ... 206

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (") ... 206

公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 207

愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表..... (都市計画課) ... 207

開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 207

道路の区域変更(一般国道494号)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 208

道路の供用開始(")..... (") ... 208

道路の区域変更(県道美川川内線)..... (") ... 208

道路の供用開始(")..... (") ... 208

道路の区域変更(県道鳥井喜木津線)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 209

道路の供用開始(一般国道378号)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 209

教育委員会規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則..... (義務教育課) ... 209

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 218

教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定..... (文化財保護課) ... 219

選挙管理委員会告示

政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正..... (選挙管理委員会) ... 219

告 示

○愛媛県告示第356号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年3月28日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番地9	社会医療法人 生きる会	平成32年3月25日まで

○愛媛県告示第357号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年3月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ジョー・プラ	松山市朝生田町五丁目1番25号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイ ほか13者	株式会社ママイ ほか14者	平成29年3月1日 ほか	平成29年3月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第358号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成29年2月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年 <u>5厘5毛</u>	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年 <u>6厘5毛</u>
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村に		年1分3厘	年 <u>5厘5毛</u>	6 診療施設その他の農村に		年1分3厘	年 <u>6厘5毛</u>

<p>おける環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>				<p>おける環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>			
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第359号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（利子補給）</p> <p>第1条 県は、農業近代化資金通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける同条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</p> <p>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</p> <p>第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）</p> <p>(2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金</p> <p>(3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金</p> <p>(4) 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金</p> <p>(5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの</p> <p>(6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>	<p>（利子補給）</p> <p>第1条 県は、農業近代化資金通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</p> <p>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</p> <p>第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 1608 1437 2134"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1608 1002 1675">農業近代化資金の種類</th> <th colspan="3" data-bbox="1008 1608 1437 1675">利子補給率</th> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1675 1002 2000"></td> <td data-bbox="1008 1675 1150 2000">法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合</td> <td data-bbox="1157 1675 1299 2000">法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合</td> <td data-bbox="1305 1675 1437 2000">法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 2000 1002 2134">1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通</td> <td data-bbox="1008 2000 1150 2134">年1分3厘</td> <td data-bbox="1157 2000 1299 2134">年1分3厘</td> <td data-bbox="1305 2000 1437 2134">年5厘5毛</td> </tr> </thead></table>	農業近代化資金の種類	利子補給率				法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通	年1分3厘	年1分3厘	年5厘5毛
農業近代化資金の種類	利子補給率												
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合										
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通	年1分3厘	年1分3厘	年5厘5毛										

(7) 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金

又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金

同上

同上

同上

3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

同上

同上

同上

4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金

同上

同上

同上

5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの

同上

6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2

年1分3厘

年5厘5毛

条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。)			
7 前各号に掲げるもののほか農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分3厘	同上	同上

2 前項各号に掲げる資金の利子補給率は、知事が別に定める。

(利子補給の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、第2条第1項各号に掲げる資金ごとの融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)にそれぞれ当該資金の利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

(利子補給の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、第2条の表の左欄に掲げる資金ごとの融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)にそれぞれ当該右欄に掲げる利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

○愛媛県告示第360号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成29年2月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年3月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に掲	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に掲	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に掲	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に掲		漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に掲	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に掲	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に掲

	和44年政 令第209 号。以下 「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限る 。)に貸し 付ける場 合	規定する 団体に限 る。)に 貸し付け る場合	貸し付け る場合	る者にあ つては、 令第5条 に規定す る団体を 除く。)に 貸し付け る場合	ては、令 第5条に 規定する 団体を除 く。)に貸 し付ける 場合						
1・2 省略											
3 漁船漁具保管修 理施設、漁業用資 材保管施設、漁船 用油水分給施設、 養殖池、蓄養池、 水産種苗生産施 設、養殖用作業 舎、水産物処理施 設、水産物保蔵施 設、水産物加工施 設、製氷冷凍施 設、水産物等運搬 施設、水産物販売 施設又は漁業用通 信施設の改良、造 成又は取得に必要 な資金(漁船の改 造、建造若しくは 取得に必要なもの 又は次号若しくは 第5号に掲げるも のを除く。)	年1分3 厘	年1分 1厘	年1 分3 厘	年5厘 5毛	年5厘 5毛	年1分3 厘	年1分 1厘	年1 分3 厘	年6厘 5毛	年6厘 5毛	
4～6 省略											
7 漁村情報処理・ 通信施設(有線放 送施設及び有線放 送電話施設を含 む。)、漁船船員 臨時宿泊施設、漁 業者研修施設、集 会施設、託児施 設、診療施設、水 道施設、ガス供給 施設、下水道施 設、地域休養施 設、漁村広場施 設、漁村センタ ー、生活安全保護 施設、連絡道又は 廃棄物処理施設の			同上	年5厘 5毛	年5厘 5毛			同上	年6厘 5毛	年6厘 5毛	

改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

○愛媛県告示第361号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																	
<p>（利子補給）</p> <p>第1条 県は、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号_____）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）を貸し付ける同条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、当該漁業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</p> <p>（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）</p> <p>第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類_____は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総トン数20トン未満の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金</p> <p>(2) 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金</p> <p>(3) 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用餌調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金</p> <p>(5) 漁具、養殖いかだ、はえ縄式養殖施設、仕切網養殖施設、及び建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金</p> <p>(6) ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1年以上である水産動植物であつて農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（農林水産大臣が指定するものに限る。）</p> <p>(7) 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得</p>	<p>（利子補給）</p> <p>第1条 県は、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、当該漁業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</p> <p>（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）</p> <p>第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁業近代化資金の種類</th> <th colspan="5">利 子 補 給 率</th> </tr> <tr> <th>法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付け</th> <th>法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け</th> <th>法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け</th> <th>法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け</th> <th>法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付け	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け						
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率																	
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付け	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号まで及び第10号に掲げる者に貸し付け													

に必要な資金

(8) 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金

	る場合			場合	
1 総トン数20トン未満の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年1分3厘	年1分1厘
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年1分5毛
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年5厘5毛	年5厘5毛
4 漁場改良造成用機具、漁船用油供水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	同上	同上	同上	同上	同上

<p>5 漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>年1分 3厘</p>	<p>年1分 1厘</p>
<p>6 ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1年以上である水産動植物であつて農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（農林水産大臣が指定するものに限る。）</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>			<p>同上</p>	<p>年5厘 5毛</p>	<p>年5厘 5毛</p>
<p>8 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金</p>	<p>年1分3厘</p>	<p>年1分 1厘</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

2 前項各号に掲げる資金の利子補給率は、知事が別に定める。

（利子補給金の額）

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業近代化資金につき、第2条第1項各号に掲げる資金ごとの融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該資金の____利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の額）

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業近代化資金につき、第2条の表の左欄に掲げる資金ごとの融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該右欄に掲げる利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

○愛媛県告示第362号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	四国中央市三島中央一丁目字陣屋2342番	延長 20.0メートル 幅員 9.0メートル
道 路	同 上	延長 20.0メートル 幅員 8.0メートル
道 路	同 上	延長 20.0メートル 幅員 8.0メートル

○愛媛県告示第363号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、次のように公有水面埋立権の譲渡を許可した。

平成29年 3月28日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

- 埋立権の譲渡の許可年月日
平成29年 3月17日
- 埋立権の譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

譲渡人

宇和島市土地開発公社

宇和島市曙町1番地

代表者 代表精算人 石橋 寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

譲受人

宇和島市

宇和島市曙町1番地

代表者 宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

- 埋立て免許の告示の年月日及び番号
平成13年 3月 2日 愛媛県告示第409号
- 埋立ての場所及び譲渡面積
3工区3
愛媛県宇和島市住吉町字立田ヶ浦994番8から1009番3に至る間の地先公有水面
3工区9,374.88平方メートルのうち、4,443.61平方メートル

○愛媛県告示第364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古市場川 484 - 1517	北宇和郡松野町富岡（次の図のとおり）	土石流
小風呂川 484 - 1529 - 2	北宇和郡松野町吉野（次の図のとおり）	土石流
小風呂川 484 - 1529 - 3	北宇和郡松野町吉野（次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮野谷 484 - I - 23 08(1)	北宇和郡松野町奥野川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	宮野谷 484 - I - 23 08(1)	北宇和郡松野町奥野川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上組 484 - I - 27 67(1)	北宇和郡松野町奥野川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	上組 484 - I - 27 67(1)	北宇和郡松野町奥野川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鈴井 484 - I - 27 71(1)	北宇和郡松野町蔭生（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	鈴井 484 - I - 27 71(1)	北宇和郡松野町蔭生（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野尻 484 - I - 27 73(1)	北宇和郡松野町延野々（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	野尻 484 - I - 27 73(1)	北宇和郡松野町延野々（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
国木谷 484 - I - 27 77(1)	北宇和郡松野町目黒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	国木谷 484 - I - 27 77(1)	北宇和郡松野町目黒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浅辺川 484 - 1506	北宇和郡松野町目黒（次の図のとおり）	土石流	浅辺川 484 - 1506	北宇和郡松野町目黒（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

保戸峰川 484 - 1507	北宇和郡松野町目黒 (次の図のとおり)	土石流	保戸峰川 484 - 1507	北宇和郡松野町目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中組川 484 - 1512	北宇和郡松野町目黒 (次の図のとおり)	土石流	中組川 484 - 1512	北宇和郡松野町目黒 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中地吉川 484 - 1514	北宇和郡松野町富岡 (次の図のとおり)	土石流	中地吉川 484 - 1514	北宇和郡松野町富岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
吹野々川 484 - 1518	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	吹野々川 484 - 1518	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西富岡川 484 - 1520	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	西富岡川 484 - 1520	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
スナダ川 484 - 1523 - 2	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	スナダ川 484 - 1523 - 2	北宇和郡松野町豊岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小風呂川 484 - 1529 - 1	北宇和郡松野町吉野 (次の図のとおり)	土石流	小風呂川 484 - 1529 - 1	北宇和郡松野町吉野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西延行川 484 - 1531 - 1	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	西延行川 484 - 1531 - 1	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西延行川 484 - 1531 - 2	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	西延行川 484 - 1531 - 2	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西延行川 484 - 1531 - 3	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	西延行川 484 - 1531 - 3	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西延行川 484 - 1531 - 4	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	西延行川 484 - 1531 - 4	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

百合谷川 484 - 1533	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	百合谷川 484 - 1533	北宇和郡松野町蕨生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南宮の川 484 - 1539	北宇和郡松野町奥野川 (次の図のとおり)	土石流	南宮の川 484 - 1539	北宇和郡松野町奥野川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第366号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(数値写真(デジタル)地上画素寸法12・20cm)
- 2 作業期間 平成28年 7月28日から
平成29年 3月10日まで
- 3 作業地域 四国中央市全域

○愛媛県告示第367号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定に基づき、平成14年 5月31日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。
(図面省略)

○愛媛県告示第368号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 3月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建(開)第46号 平成29年 3月17日	伊予郡松前町大字中川原字木下625番及び水路	松山市古川西三丁目1番1号 (株)コーシンコンストラクション 代表取締役 福 耕 浩 司

○愛媛県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 3月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第47号 平成29年 3月17日	伊予市米湊字野中1364番 6、1370番	長崎県大村市富の原 1丁目1113番 1 社会福祉法人くじら 理事 田 崎 耕太郎

○愛媛県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1937番 3地先から 同町笠方1936番地先まで	旧	メートル 5.3～11.2	キロメートル 0.056	
		上浮穴郡久万高原町笠方1932番 6から 同町笠方1933番 4まで	新	5.3～22.8	0.056	

○愛媛県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1932番 6から 同町笠方1933番 4まで	平成29年 3月28日

○愛媛県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲1047番 1地先から 同町直瀬甲1021番 2地先まで	旧	メートル 4.0～5.6	キロメートル 0.083	
		上浮穴郡久万高原町直瀬甲1047番 3から 同町直瀬甲1021番 2まで	新	7.2～10.9	0.083	

○愛媛県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲1047番3から 同町直瀬甲1021番2まで	平成29年 3月28日

○愛媛県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町明神427番から 同町明神428番1まで	旧	メートル 4.62～6.17	キロメートル 0.109	
			新	8.49～17.84	0.109	

○愛媛県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町依津3番耕地6番16から 同町依津1番耕地537番4地先まで	平成29年 3月29日
"	"	西予市明浜町依津3番耕地146番21から 同町依津3番耕地146番19まで	"

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月28日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(単位の修得方法)						(単位の修得方法)					
第5条 他の種類の免許状を取得する場合の単位の修得方法については、次の表（第1表から第24表まで）の定めるところによる。						第5条 他の種類の免許状を取得する場合の単位の修得方法については、次の表（第1表から第19表まで）の定めるところによる。					
第1表						第1表					
免 許 状 授 受 け よ う と す る 免 職	在 職	総 単	教 科 に 関 す る 科 目	教 職 に 関 す る 科 目	教 科 又 は 教 職 に 関 す る 科 目	免 許 状 授 受 け よ う と す る 免 職	在 職	総 単	教 科 に 関 す る 科 目	教 職 に 関 す る 科 目	教 科 又 は 教 職 に 関 す る 科 目

与 の 根 拠	許状の種 類	年 数	位 数	単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数						
法 別 表 第 3	幼稚園教 諭1種免 許状	5	45	4	法施行規 則第2条 第1項に 定めると ころによ る。	20	第15表に よる。	省略						
									省略					
									省略					

第2表

免 許 状 授 与 の 根 拠	受けよう とする免 許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に關す る科目		教職に關す る科目		教科又は 教職に關 する科目 単位数						
				単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得 単位の配 分							
法 別 表 第 3	小学校教 諭1種免 許状	5	45	4	法施行規 則第3条 第1項に 定めると ころによ る。	21	第16表に よる。	省略						
									省略					
									省略					

第3表

免 許 状 授 与 の 根 拠	受けよう とする免 許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に關す る科目		教職に關す る科目		教科又は 教職に關 する科目 単位数						
				単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得 単位の配 分							
法 別 表 第 3	中学校教 諭1種免 許状	5	45	10	第14表に よる。	16	第17表に よる。	省略						
									省略					
									省略					

第4表

免 許 状	受けよう	在	総	教科に關す る科目	教職に關す る科目	教科又は 教職に關 する科目
-------------	------	---	---	--------------	--------------	----------------------

与 の 根 拠	許状の種 類	年 数	位 数	単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数						
法 別 表 第 3	幼稚園教 諭1種免 許状	5	45	4	法施行規 則第2条 第1項に 定めると ころによ る。	20	第14表に よる。	省略						
									省略					
									省略					

第2表

免 許 状 授 与 の 根 拠	受けよう とする免 許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に關す る科目		教職に關す る科目		教科又は 教職に關 する科目 単位数						
				単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得 単位の配 分							
法 別 表 第 3	小学校教 諭1種免 許状	5	45	4	法施行規 則第3条 第1項に 定めると ころによ る。	21	第15表に よる。	省略						
									省略					
									省略					

第3表

免 許 状 授 与 の 根 拠	受けよう とする免 許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	教科に關す る科目		教職に關す る科目		教科又は 教職に關 する科目 単位数						
				単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得 単位の配 分							
法 別 表 第 3	中学校教 諭1種免 許状	5	45	10	第13表に よる。	16	第16表に よる。	省略						
									省略					
									省略					

第4表

免 許 状	受けよう	在	総	教科に關す る科目	教職に關す る科目	教科又は 教職に關 する科目
-------------	------	---	---	--------------	--------------	----------------------

授与の根拠	とする免許の種類	職年数	単位数	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	単位数
法別表第3	高等学校教諭1種免許状	5	45	10	第14表による。	12	第18表による。	省略
	省略							

第5表

免許状授与の根拠	受けようとする免許の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		備考
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法附則第5項	中学校教諭1種免許状基礎資格番号1号	10	10	4	第14表による。	6	第17表による。	省略
	省略							
	高等学校教諭専修免許状基礎資格番号4号	5	10	6	同上	4	第18表による。	省略
	省略							

第6表

免許状授与の根拠	受けようとする免許の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目	
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分
法附則第9項	高等学校教諭1種免許状(実習)(イ)	3	10	5	第14表による。	5	第18表による。
	省略						

第7表

授与の根拠	とする免許の種類	職年数	単位数	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	単位数
法別表第3	高等学校教諭1種免許状	5	45	10	第13表による。	12	第17表による。	省略
	省略							

第5表

免許状授与の根拠	受けようとする免許の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		備考
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法附則第5項	中学校教諭1種免許状基礎資格番号1号	10	10	4	第13表による。	6	第16表による。	省略
	省略							
	高等学校教諭専修免許状基礎資格番号4号	5	10	6	同上	4	第17表による。	省略
	省略							

第6表

免許状授与の根拠	受けようとする免許の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目	
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分
法附則第9項	高等学校教諭1種免許状(実習)(イ)	3	10	5	第13表による。	5	第17表による。
	省略						

第7表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法施行規則第12条（大学3年以上在学者）	幼稚園教諭1種免許状	3	25	2	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	12	第15表による。	省略
	小学校教諭1種免許状	3	25	2	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	13	第16表による。	省略
	中学校教諭1種免許状	3	25	6	第14表による。	10	第17表による。	省略
	高等学校教諭1種免許状	3	25	5	同上	7	第18表による。	省略

第8表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
29年改正法附則	高等学校教諭1種免許状	10	90	20	法施行規則第5条に定めるところによる。	24	第18表による。	省略

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法施行規則第12条（大学3年以上在学者）	幼稚園教諭1種免許状	3	25	2	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	12	第14表による。	省略
	小学校教諭1種免許状	3	25	2	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	13	第15表による。	省略
	中学校教諭1種免許状	3	25	6	第13表による。	10	第16表による。	省略
	高等学校教諭1種免許状	3	25	5	同上	7	第17表による。	省略

第8表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
29年改正法附則	高等学校教諭1種免許状	10	90	20	法施行規則第5条に定めるところによる。	24	第17表による。	省略

第8項		省略						
省略								
29年改正法附則第11項	小学校教諭2種免許状	3	15	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。	
		省略						
11項	中学校教諭2種免許状	3	15	10	第14表による。			
		4	10	3	同上	6	第17表による。	省略
幼稚園教諭2種免許状	幼稚園教諭2種免許状	3	15	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。	
		省略						
29年改正法附則第12項	小学校教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。	
		幼稚園教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。
29年改正法附則第13項	小学校教諭2種免許状	5	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。	

第9表

免許	受けよう	在	総	教科に関する科目	教職に関する科目	
----	------	---	---	----------	----------	--

第8項		省略						
省略								
29年改正法附則第11項	小学校教諭2種免許状	3	15	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。	
		省略						
11項	中学校教諭2種免許状	3	15	10	第13表による。			
		4	10	3	同上	6	第16表による。	省略
幼稚園教諭2種免許状	幼稚園教諭2種免許状	3	15	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第14表による。	
		省略						
29年改正法附則第12項	小学校教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。	
		幼稚園教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第14表による。
29年改正法附則第13項	小学校教諭2種免許状	5	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。	

第9表

免許	受けよう	在	総	教科に関する科目	教職に関する科目	
----	------	---	---	----------	----------	--

状授 与の 根拠	とする免 許状の種 類	職 年 数	単 位 数	単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得 単位の配 分	備考
法別 表第 5	中学校教 諭1種免 許状(実 習)	3	15	10	第14表に よる。	5	第17表に よる。	
		省略						
	省略							
	高等学校 教諭1種 免許状 (実習)	3	10	5	同上	5	第18表に よる。	
備考 4	中学校教 諭2種免 許状(実 習)	6	10	5	同上	5	第17表に よる。	省略

第10表

免許状 授与の 根拠	受け よう とする免 許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	養護に關する科目		教職に關する科目		養護又 は教職 に關する 科目 単位数
				単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修 得単位の 配分	
法別表 第6	養護 教諭 1種 免許 状	3	20	8	衛生学及 び公衆衛 生学(予 防医学を 含む。) 1、看護 学(救急 処置を含 む。) 2	6	第19表 によ る。	省略
		省略						
		省略						
法施 行規 則第 12条 (大 学3 年以 上在 学者)	養護 教諭 1種 免許 状	1	10	4	看護学 (救急処 置を含 む。) 1	3	第19表 によ る。	省略
省略								

状授 与の 根拠	とする免 許状の種 類	職 年 数	単 位 数	単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修得 単位の配 分	備考
法別 表第 5	中学校教 諭1種免 許状(実 習)	3	15	10	第13表に よる。	5	第16表に よる。	
		省略						
	省略							
	高等学校 教諭1種 免許状 (実習)	3	10	5	同上	5	第17表に よる。	
備考 4	中学校教 諭2種免 許状(実 習)	6	10	5	同上	5	第16表に よる。	省略

第10表

免許状 授与の 根拠	受け よう とする免 許状の種 類	在 職 年 数	総 単 位 数	養護に關する科目		教職に關する科目		養護又 は教職 に關する 科目 単位数
				単 位 数	最低修得 単位の配 分	単 位 数	最低修 得単位の 配分	
法別表 第6	養護 教諭 1種 免許 状	3	20	8	衛生学及 び公衆衛 生学(予 防医学を 含む。) 1、看護 学(救急 処置を含 む。) 2	6	第18表 によ る。	省略
		省略						
		省略						
法施 行規 則第 12条 (大 学3 年以 上在 学者)	養護 教諭 1種 免許 状	1	10	4	看護学 (救急処 置を含 む。) 1	3	第18表 によ る。	省略
省略								

備考1・2 省略

第11表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目		栄養に係る教育に関する科目		教職に関する科目	
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分
法別表第6の2	栄養教諭1種免許状	3	40	32	当該教育内容に係る科目のうち1以上の科目	2	法施行規則第10条の3に定めるところによる。	6	第20表による。
		省略							
省略									

備考1・2 省略

第11表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目		栄養に係る教育に関する科目		教職に関する科目	
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分
法別表第6の2	栄養教諭1種免許状	3	40	32	当該教育内容に係る科目のうち1以上の科目	2	法施行規則第10条の3に定めるところによる。	6	第19表による。
		省略							
省略									

第12表 省略

第12表 省略

第13表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	
					単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分
法施行規則第18条の2の表備考第1	幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	1	3			3	第21表による。		
		幼稚園教諭普通免許状	1	10			10	第22表による。		
		幼稚園教諭普通免許状	2	7			7	同上		
		中学校教諭普通免許状	1	9			9	同上		
		中学校教諭普通免許状	2	6			6	同上		

4号	中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	1	11	7	法施行規則第18条の2の表備考第1号に定めるところによる。	4	第23表による。		
			2	8	5	同上	3	同上		
			3	7	5	同上	2	同上		
	高等学校教諭普通免許状	1	6			3	同上	3	法施行規則第18条の2の表備考第3号に定めるところによる。	
		2	5			3	同上	2	同上	
	高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)	1	9			3	第24表による。	6	同上
			2	6			2	同上	4	同上

第14表 省略
 第15表 省略
 第16表 省略
 第17表 省略
 第18表 省略
 第19表 省略
 第20表 省略
 第21表

第13表 省略
 第14表 省略
 第15表 省略
 第16表 省略
 第17表 省略
 第18表 省略
 第19表 省略

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	単位数	最低修得単位数	
			教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3		3

第22表

受けようと する免許状 の種類	有すること を必要とす る学校の免 許状	単 位 数	最低修得単位数		
			教育課程及び指 導法に関する科 目		生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目
			各教科 の指 導 法	道徳の 指 導 法	
小学校教諭 2種免許状	幼稚園教諭	10	7	1	2
	普通免許状	7	5	1	1
	中学校教諭	9	7		2
	普通免許状	6	5		1

備考1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第2号に定めるところによる。ただし、最低修得単位数が7単位の場合にあつては5以上の教科の指導法及びこれらのうち2以上について2単位以上又は4以上の教科の指導法及びこれらのうち3以上について2単位以上を修得するものとし、最低修得単位数が5単位の場合にあつては5以上の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上、4以上の教科の指導法及びこれらのうち1以上について2単位以上又は3以上の教科の指導法及びこれらのうち2以上について2単位以上を修得するものとする。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第23表

受けようと する免許状 の種類	有すること を必要とす る学校の免 許状	単 位 数	最低修得単位数		
			教育課程及び指 導法に関する科 目		生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目
			各教科 の指 導 法	道徳の 指 導 法	
中学校教諭 2種免許状	小学校教諭	4	2		2
	普通免許状	3	1		2
		2	1		1
	高等学校教諭普通免許状	3	1	1	1

備考1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第2号に定めるところによる。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第24表

受けようとす る免許状の種	有することを 必要とする学	単 位	最低修得単位数	
			教育課程及 び指導法に 関する科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導

類	校の免許状	数	各教科の指 導法	等に関する 科目
高等学校教諭 1種免許状	中学校教諭普 通免許状(2 種免許状を除 く。)	3 2	1 1	2 1

備考1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条の2の表備考第2号に定めるところによる。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

2 省略

3 第1項の表第15表から第20表までにおいて、不足する単位数については、それぞれの表に規定する教職に関する科目のうちから修得しなければならない。

4 第1項の表第17表及び第18表において、法施行規則第6条の規定により教育課程及び指導法に関する科目に含めることが必要な事項とされている各教科の指導法の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。

2 省略

3 第1項の表第14表から第19表までにおいて、不足する単位数については、それぞれの表に規定する教職に関する科目のうちから修得しなければならない。

4 第1項の表第16表及び第17表において、法施行規則第6条の規定により教育課程及び指導法に関する科目に含めることが必要な事項とされている各教科の指導法の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第4号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

愛媛県教育委員会
教育長 井 上 正

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成15年愛媛県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第25条第5項及び第6項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第47条の2第2項に規定する手続のほか、児童又は生徒に対する指導が不適切である教員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この規則において「指導改善研修」とは、教特法第25条第1項に規定する研修をいう。</p> <p>(愛媛県教員の資質向上審査委員会)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 審査委員会は、教特法第25条第5項に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は命じる6名以内の委員(以下「委員」という。)をもって組織する。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第25条の2第5項及び第6項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第47条の2第2項に規定する手続のほか、児童又は生徒に対する指導が不適切である教員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この規則において「指導改善研修」とは、教特法第25条の2第1項に規定する研修をいう。</p> <p>(愛媛県教員の資質向上審査委員会)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 審査委員会は、教特法第25条の2第5項に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は命じる6名以内の委員(以下「委員」という。)をもって組織する。</p> <p>3・4 省略</p>

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第 1 号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第 1 項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財に指定する。

平成29年 3月28日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
予章記 附 紙本墨書南明東湖由来書 1通	西条市北条655番地	西条市北条655番地 宗教法人長福寺	1冊
大型器台 釜ノ口遺跡出土	松山市南斎院町乙67番地 6	松山市二番町四丁目 7 番地 2 松山市	1箇
大型器台 土壇原北遺跡出土	松山市衣山四丁目68番地 1	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県	1箇
大型器台 北井門遺跡出土	松山市衣山四丁目68番地 1	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県	2箇

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、次の政治団体から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成25年11月愛媛県選挙管理委員会告示89号、平成26年11月愛媛県選挙管理委員会告示第80号、平成27年11月愛媛県選挙管理委員会告示第93号及び平成28年11月愛媛県選挙管理委員会告示第62号別記）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 3月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成24年分

政党支部

（訂正後）

政治団体の名称 **自由民主党愛媛県法面工事業支部**

報告年月日 H25 . 6 . 24

1 収 入 総 額	117 492 円
前年繰越額	53 536 円
本年収入額	63 956 円
2 支 出 総 額	0 円
3 翌 年 繰 越 額	117 492 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費（57人）	63 950 円
その他の収入	6 円
1 件10万円未満のもの	6 円

（訂正前）

政治団体の名称 **自由民主党愛媛県法面工事業支部**

報告年月日 H25 . 6 . 24

1 収 入 総 額	107 492 円
-----------	-----------

前年繰越額	53,536 円
本年收入額	53,956 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	107,492 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（57人）	53,950 円
その他の収入	6 円
1件10万円未満のもの	6 円

平成25年分

政党支部

（訂正後）

政治団体の名称 自由民主党愛媛県法面工事業支部

報告年月日 H26. 2. 5

1 収入総額	171,462 円
前年繰越額	117,492 円
本年收入額	53,970 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	171,462 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（57人）	53,950 円
その他の収入	20 円
1件10万円未満のもの	20 円

（訂正前）

政治団体の名称 自由民主党愛媛県法面工事業支部

報告年月日 H26. 2. 5

1 収入総額	161,462 円
前年繰越額	107,492 円
本年收入額	53,970 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	161,462 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（57人）	53,950 円
その他の収入	20 円
1件10万円未満のもの	20 円

平成26年分

政党支部

（訂正後）

政治団体の名称 自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

公職の候補者の氏名 井原 巧

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 H27. 6. 1

1 収入総額	22,763,126 円
前年繰越額	10,011,739 円
本年收入額	12,751,387 円
2 支出総額	15,048,951 円
3 翌年繰越額	7,714,175 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（306人）	248,750 円
寄附	500,000 円
団体分	500,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,000,000 円
自由民主党本部	12,000,000 円

その他の収入	2,637 円
1 件10万円未満のもの	2,637 円
5 寄 附 の 内 訳	
(団体分)	
ゴウダ	500,000 円 四国中央市
6 支 出 の 内 訳	
経常経費	10,005,149 円
人件費	3,637,965 円
光熱水費	56,561 円
備品・消耗品費	4,222,317 円
事務所費	2,088,306 円
政治活動費	5,043,802 円
組織活動費	4,437,348 円
機関紙誌の発行その他の事業費	604,514 円
宣伝事業費	604,514 円
調査研究費	1,940 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

公職の候補者の氏名 井原 巧

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 H27.6.1

1 収 入 総 額	22,763,126 円
前年繰越額	10,011,739 円
本年収入額	12,751,387 円
2 支 出 総 額	15,005,751 円
3 翌 年 繰 越 額	7,757,375 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(306人)	248,750 円
寄附	500,000 円
団体分	500,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,000,000 円
自由民主党本部	12,000,000 円
その他の収入	2,637 円
1 件10万円未満のもの	2,637 円

5 寄 附 の 内 訳

(団体分)

ゴウダ 500,000 円 四国中央市

6 支 出 の 内 訳

経常経費	10,005,149 円
人件費	3,637,965 円
光熱水費	56,561 円
備品・消耗品費	4,222,317 円
事務所費	2,088,306 円
政治活動費	5,000,602 円
組織活動費	4,394,148 円
機関紙誌の発行その他の事業費	604,514 円
宣伝事業費	604,514 円
調査研究費	1,940 円

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第二選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

公職の候補者の氏名 村上 誠一郎

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H27. 5. 27

1 収入総額		49,438,652 円
前年繰越額		4,684,175 円
本年收入額		44,754,477 円
2 支出総額		48,374,603 円
3 翌年繰越額		1,064,049 円
4 本年收入の内訳		
個人の党費・会費(4,277人)		4,244,500 円
寄附		18,630,000 円
個人分		2,220,000 円
団体分		2,410,000 円
政治団体分		14,000,000 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入		2,379,000 円
賀詞交歓会事業		2,379,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		19,500,000 円
自由民主党本部		19,500,000 円
その他の収入		977 円
1件10万円未満のもの		977 円
5 寄附の内訳		
(個人分)		
佐藤洋一	1,500,000 円	千葉県柏市
三宅篤	100,000 円	今治市
佐伯正孝	500,000 円	埼玉県さいたま市
岡田美保子	90,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	30,000 円	
(団体分)		
今治合同製パン	100,000 円	今治市
潮冷熱	100,000 円	今治市
愛媛シールド工業	100,000 円	松山市
瀬戸内ギフト	100,000 円	今治市
西岡建設	100,000 円	内子町
日鮮海運	100,000 円	今治市
伯方環境センター	200,000 円	今治市
芳栄工業	100,000 円	今治市
渡辺建設	100,000 円	伊予市
協和歯研	100,000 円	今治市
松南園	120,000 円	松山市
東邦電気	480,000 円	神奈川県横浜市
伯方造船	240,000 円	今治市
マルマストリグ	120,000 円	今治市
仙波工業	100,000 円	栃木県宇都宮市
松浦印刷	100,000 円	群馬県高崎市
年間5万円以下のもの	150,000 円	
(政治団体分)		
信誠会	11,270,000 円	東京都千代田区
全国理容政治連盟中央会	100,000 円	東京都渋谷区
愛媛県医師連盟	1,100,000 円	松山市
愛媛県農政同志会	150,000 円	松山市
愛媛県社会福祉労務士政治連盟	100,000 円	松山市
愛媛県不動産政治連盟	100,000 円	松山市
四国税理士政治連盟愛媛県支部	500,000 円	松山市
日本果樹農政協議会	100,000 円	東京都大田区

愛媛県歯科医師連盟	300,000 円	松 山 市
日本酪農政治連盟	100,000 円	東京都渋谷区
年間5万円以下のもの	180,000 円	

6 支出の内訳

経常経費	17,395,197 円
人件費	12,880,351 円
光熱水費	269,951 円
備品・消耗品費	1,704,351 円
事務所費	2,540,544 円
政治活動費	30,979,406 円
組織活動費	505,836 円
選挙関係費	5,000,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	4,388,652 円
宣伝事業費	2,095,527 円
その他の事業費	2,293,125 円
寄附・交付金	21,084,918 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	16,344,500 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第二選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

公職の候補者の氏名 村上 誠一郎

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H27. 5. 27

1 収入総額	49,438,652 円
前年繰越額	4,684,175 円
本年收入額	44,754,477 円
2 支出総額	48,230,909 円
3 翌年繰越額	1,207,743 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(4,277人)	4,244,500 円
寄附	18,630,000 円
個人分	2,220,000 円
団体分	2,410,000 円
政治団体分	14,000,000 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,379,000 円
賀詞交歓会事業	2,379,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	19,500,000 円
自由民主党本部	19,500,000 円
その他の収入	977 円
1件10万円未満のもの	977 円

5 寄附の内訳

(個人分)

佐藤 洋一	1,500,000 円	千葉県柏市
三宅 篤	100,000 円	今治市
佐伯 正孝	500,000 円	埼玉県さいたま市
岡田 美保子	90,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	30,000 円	

(団体分)

今治合同製パン	100,000 円	今治市
潮冷熱	100,000 円	今治市
愛媛シールド工業	100,000 円	松山市
瀬戸内ギフト	100,000 円	今治市
西岡建設	100,000 円	内子町

日鮮海運	100,000 円	今 治 市
伯方環境センター	200,000 円	今 治 市
芳栄工業	100,000 円	今 治 市
渡辺建設	100,000 円	伊 予 市
協和歯研	100,000 円	今 治 市
松南園	120,000 円	松 山 市
東邦電気	480,000 円	神奈川県横浜市
伯方造船	240,000 円	今 治 市
マルマストリゲ	120,000 円	今 治 市
仙波工業	100,000 円	栃木県宇都宮市
松浦印刷	100,000 円	群馬県高崎市
年間5万円以下のもの	150,000 円	

(政治団体分)

信誠会	11,270,000 円	東京都千代田区
全国理容政治連盟中央会	100,000 円	東京都渋谷区
愛媛県医師連盟	1,100,000 円	松 山 市
愛媛県農政同志会	150,000 円	松 山 市
愛媛県社会福祉労務士政治連盟	100,000 円	松 山 市
愛媛県不動産政治連盟	100,000 円	松 山 市
四国税理士政治連盟愛媛県支部	500,000 円	松 山 市
日本果樹農政協議会	100,000 円	東京都大田区
愛媛県歯科医師連盟	300,000 円	松 山 市
日本酪農政治連盟	100,000 円	東京都渋谷区
年間5万円以下のもの	180,000 円	

6 支 出 の 内 訳

経常経費	17,251,503 円
人件費	12,880,351 円
光熱水費	269,951 円
備品・消耗品費	1,704,351 円
事務所費	2,396,850 円
政治活動費	30,979,406 円
組織活動費	505,836 円
選挙関係費	5,000,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	4,388,652 円
宣伝事業費	2,095,527 円
その他の事業費	2,293,125 円
寄附・交付金	21,084,918 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	16,344,500 円

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県法面工事業支部

報告年月日 H27. 2. 2

1 収 入 総 額	225,440 円
前年繰越額	171,462 円
本年收入額	53,978 円
2 支 出 総 額	0 円
3 翌 年 繰 越 額	225,440 円
4 本 年 収 入 の 内 訳	
個人の党費・会費(57人)	53,950 円
その他の収入	28 円
1件10万円未満のもの	28 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県法面工事業支部

報告年月日 H27. 2. 2

1 収入総額	215,440 円
前年繰越額	161,462 円
本年収入額	53,978 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	215,440 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(57人)	53,950 円
その他の収入	28 円
1件10万円未満のもの	28 円

国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。)

(訂正後)

政治団体の名称 **井原たくみ後援会**

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 井原 巧

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

資金管理団体の届出をした者の氏名 井原 巧

資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 H27.6.1

1 収入総額	3,601,583 円
前年繰越額	447,503 円
本年収入額	3,154,080 円
2 支出総額	2,524,454 円
3 翌年繰越額	1,077,129 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(77人)	154,000 円
寄附	3,000,000 円
個人分	1,500,000 円
政治団体分	1,500,000 円
その他の収入	80 円
1件10万円未満のもの	80 円

5 寄附の内訳

(個人分)

井原 巧 1,500,000 円 四国中央市

(政治団体分)

清和政策研究会 1,500,000 円 東京都千代田区

6 支出の内訳

経常経費	2,095,992 円
人件費	1,020,000 円
光熱水費	417,902 円
備品・消耗品費	91,465 円
事務所費	566,625 円
政治活動費	428,462 円
組織活動費	428,462 円

(訂正前)

政治団体の名称 **井原たくみ後援会**

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 井原 巧

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

資金管理団体の届出をした者の氏名 井原 巧

資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 H27.6.1

1 収 入 総 額	3,601,583 円
前年繰越額	447,503 円
本年收入額	3,154,080 円
2 支 出 総 額	2,567,654 円
3 翌 年 繰 越 額	1,033,929 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（77人）	154,000 円
寄附	3,000,000 円
個人分	1,500,000 円
政治団体分	1,500,000 円
その他の収入	80 円
1件10万円未満のもの	80 円
5 寄 附 の 内 訳	
（個人分）	
井 原 巧	1,500,000 円 四国中央市
（政治団体分）	
清和政策研究会	1,500,000 円 東京都千代田区
6 支 出 の 内 訳	
経常経費	2,095,992 円
人件費	1,020,000 円
光熱水費	417,902 円
備品・消耗品費	91,465 円
事務所費	566,625 円
政治活動費	471,662 円
組織活動費	471,662 円

平成27年分

国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）

（訂正後）

政治団体の名称 **横山博幸後援会「幸縁の会」**

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 横山 博幸

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H28.4.25

1 収 入 総 額	5,010,000 円
本年收入額	5,010,000 円
2 支 出 総 額	4,807,533 円
3 翌 年 繰 越 額	202,467 円
4 本年收入の内訳	
寄附	5,010,000 円
個人分	3,010,000 円
政治団体分	2,000,000 円
5 寄附の内訳	
（個人分）	
横 山 博 幸	1,500,000 円 東 温 市
筒 井 大 八	1,500,000 円 高知県宿毛市
年間5万円以下のもの	10,000 円
（政治団体分）	
維新の党本部	2,000,000 円 東京都千代田区
6 支 出 の 内 訳	
経常経費	4,517,356 円
人件費	1,007,140 円
光熱水費	184,494 円

備品・消耗品費	134,427 円
事務所費	3,191,295 円
政治活動費	290,177 円
組織活動費	242,877 円
機関紙誌の発行その他の事業費	47,300 円
宣伝事業費	47,300 円

(訂正前)

政治団体の名称 **横山博幸後援会「幸縁の会」**

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 横山 博幸

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H28.4.25

1 収入総額	5,010,000 円
本年收入額	5,010,000 円
2 支出総額	4,817,326 円
3 翌年繰越額	192,674 円
4 本年收入の内訳	
寄附	5,010,000 円
個人分	3,010,000 円
政治団体分	2,000,000 円

5 寄附の内訳

(個人分)

横山 博幸	1,500,000 円	東温市
筒井 大八	1,500,000 円	高知県宿毛市
年間5万円以下のもの	10,000 円	

(政治団体分)

維新の党本部	2,000,000 円	東京都千代田区
--------	-------------	---------

6 支出の内訳

経常経費	4,527,149 円
人件費	1,007,140 円
光熱水費	194,287 円
備品・消耗品費	134,427 円
事務所費	3,191,295 円
政治活動費	290,177 円
組織活動費	242,877 円
機関紙誌の発行その他の事業費	47,300 円
宣伝事業費	47,300 円